

審 査 基 準

平成 2 0 年 7 月 1 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第 1 3 条第 4 項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 6 条（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 8 条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先： 申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係）の窓口に出提出してください。
問 い 合 わ せ 先：各警察署交通課（係）
備 考：